

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月十二日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第十三号

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則（昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「定める現業職員」の下に「（職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容にあつては、佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二十二年佐賀県規則第二十七号）による改正前の佐賀県現業職員の給与に関する規則に定める現業職員）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。